

武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

平成21年4月16日 大学協議会制定 平成27年1月22日一部改正
令和2年1月23日一部改正

(目的)

第1条 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条の3（大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。）及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の3（大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。）に基づき、教員の専門能力の組織的開発を促進するため、武蔵大学にファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 FD委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 教育活動の組織的改善に関すること。
- (2) 教員の教育活動に係る専門能力向上のための研修計画立案・実施・分析に関すること。
- (3) 学生による授業評価アンケートの企画・実施・分析に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(FD委員会の構成)

第3条 FD委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長の指名する専任教員
 - (2) 学部長
 - (3) 研究科委員長
 - (4) 教務部長
 - (5) 学部選出委員 各1名
 - (6) 研究科選出委員 各1名
 - (7) 大学企画室長
 - (8) 教務課長
 - (9) その他FD委員長が指名する者
- 2 FD委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長が必要と認めたときは副委員長を置くことができる。
- 4 委員長は、FD委員会を招集し、その議長となる。
- 5 第1項第6号の委員は第1項第5号の委員と兼務する。
- 6 委員の任期は役職である者についてはその在任中とし、その他の者については2年とする。ただし、再任を妨げない。

(小委員会)

第4条 業務の実施のために、小委員会を置く。

- 2 小委員会は、FD委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、FD委員長をもって充てる。
- 4 小委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。
- 5 小委員会には学部ごとの部会を設けることができる。

(小委員会委員以外の者の出席)

第5条 小委員会が必要と認めたときは、小委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務所管)

第6条 この規程に関する所管部署は、大学企画室とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が行う。